

# 生まれ育った この北上とともに、 未来開拓。

北上市では、卒業後、市内に居住し、就業している市奨学生に対して、**奨学金の返還を半額に減免**して、皆さんの生活をサポートします。

## 減免の対象となる方

平成29年度以降に奨学金の返還が開始する方で、次のいずれも満たしている方が対象となります。

- (1) 減免を受けようとする年の前年の1月1日以前から市内に住所を有している方
- (2) 市内外問わず就業している方
- (3) 申請する年の前々年の所得金額が年額35万円を超える方  
(※産前・産後休業及び育児休業により、この所得金額を越えなかった方は対象となります。)
- (4) 市税及び奨学金返還金を滞納していない方

## 返還減免の金額

上記の条件を満たしている年度の返還額の1/2  
(上限：貸与総額の1/20)

※1回の申請につき、単年度の返還減免となります。条件を満たしていれば、返還終了までの間、毎年減免することができます。

## 減免適用までの返還猶予

上記の条件を満たすまでの間、返還を猶予することができます。(ただし、猶予期間は、猶予開始日から翌々年の3月31日までを限度とします。)

【お問い合わせ】

北上市教育委員会 教育部総務課  
TEL : 0197-72-8256

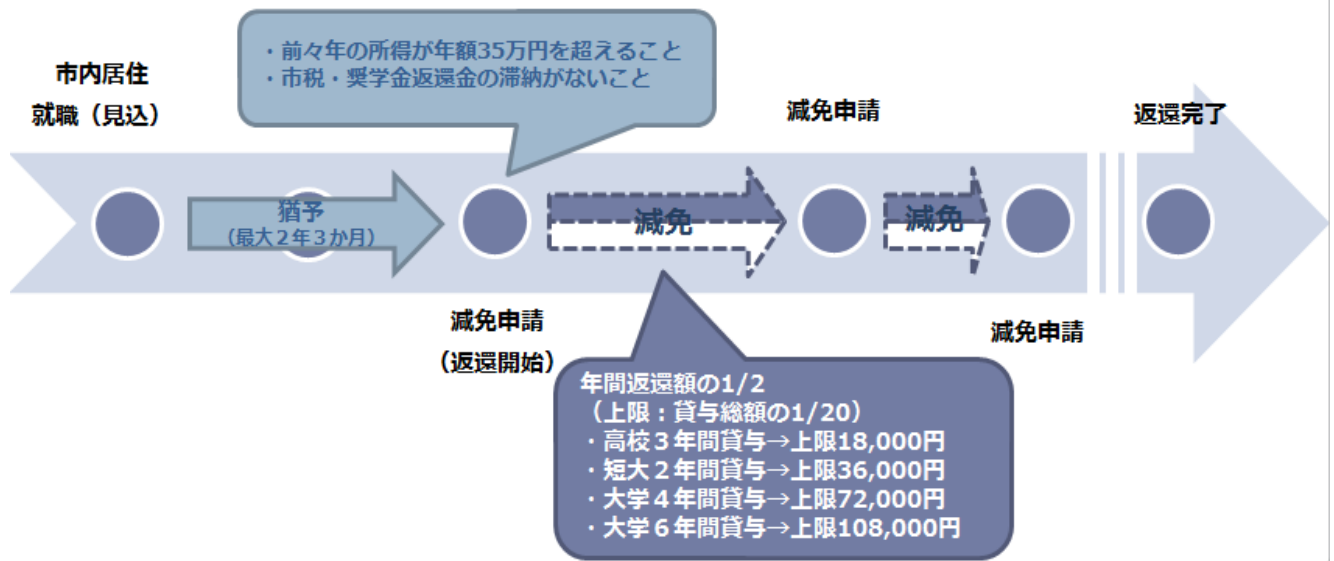
詳しくは

北上市奨学生



で検索

## 返還減免までのイメージ



## Q&A

Q.返還猶予及び返還減免の手続きをしたいが、どうすればよいですか。

A.返還猶予及び返還減免を受けたい月の前月までに、教育部総務課へ申請書及び必要書類を提出してください。申請書用紙は、返還開始の手続の御案内の際、一緒に配布しますので、そちらをご確認ください。

Q.いつから返還の減免を受けられますか？

A.申請後、減免条件をすべて満たしていることを市で確認することができれば、申請した月の翌月から毎月の返還金額を半額に減免します。  
なお、申請した月までの返還金を遡って減免することはできません。

Q.減免を受けるまでの間の返還猶予を受けるために必要な条件はありますか？

A.返還猶予の申請時に、市内に居住する必要があります。

Q.就業していることが減免条件となっているが、会社勤めの方のみが対象ですか？

A.会社勤めの方だけではなく、自営業の方、アルバイト、パートタイマーの方も対象となります。

Q.返還の減免を受けている途中で、転勤等で市外へ転出した場合、減免は適用されますか？  
また、その後再び市内に転入した場合は、再度減免を受けることはできますか？

A.転出しても、転出時の年度の方は、減免されます。  
また、再度市内に転入した場合も、減免条件を満たしていれば、再び減免を受けられます。  
ただし、減免が適用されるまでの間の返還猶予は、1度しか適用できませんので、前回の減免を受ける際に、返還を猶予していた場合は適用されません。

Q.卒業後、他市区町村に居住していたが、北上市に転居することとなった場合は、返還の減免を受けられますか？

A.他市区町村からの転入でも、減免条件を満たしていれば、返還の減免を受けられます。  
ただし、転入時に減免条件の所得基準（前々年の所得金額35万円以上）を満たしていても、前年の1月1日以前から市内に居住してはいないので、返還の減免がすぐに適用されるわけではありません。